非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資
および特定課税未成年者口座管理に関する約款・新旧対照表

（下線が改訂部分）

新	旧
第１章　総則 **第１条（約款の趣旨）** この約款は、お客さまが租税特別措置法（以下「法」といいます。）第９条の８に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「特例」といいます。）の適用を受けるため、株式会社沖縄銀行（以下「当行」といいます。）に開設する非課税口座および特定課税未成年者口座について、法第 37 条の 14 第５項第２号、第４号、第６号および第 10 号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするために定めるものです。 ２　お客さまが当行で、この約款に基づき、法第 37 条の 14 第５項第６号に規定する「特定非課税累積投資契約」を締結されるには、あらかじめ「累積投資取引規定」に基づき累積投資取引をお申込みいただくとともに、「投資信託定時定額購入取扱規定」に基づき定時定額購入サービスをお申込みいただくことが必要です。 ３　お客さまと当行との間における、非課税口座における取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、各種法令およびこの約款に定めがある場合を除き、当行が制定している投資信託に関する各種規定・約款の定めによるものとします。また、この約款と、当行の「累積投資取引規定」「投資信託定時定額購入取引規定」その他の当行が定める各種規定・約款等と内容が異なる場合には、この約款が優先するものとします。	**第１条（約款の趣旨）** この約款は、お客様（第２条第９項に規定する個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第９条の８に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社沖縄銀行（以下、「当行」といいます。）に開設された非課税口座（法第 37 条の 14 第５項第１号に規定するものをいいます。以下同じ。）に係る非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約及び特定非課税累積投資契約について、同条第５項第２号、第４号及び第６号に規定される要件及び当行との権利義務関係を明確にするために定めるものです。 ２　お客様が当行で、この約款に基づき、法第 37 条の 14 第５項第６号に規定する「特定非課税累積投資契約」を締結されるには、併せて当行との間で「累積投資取引規定」「投資信託定時定額購入取扱規定」に基づき累積投資取引をお申込みいただくことが必要です。 ３　お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、投資信託受益権振替決済口座管理約款、「累積投資取引規定」「投資信託定時定額購入取扱規定」その他当行が定める契約条項及び法その他の法令によります。この約款と、当行の「累積投資取引規定」「投資信託定時定額購入取引規定」その他の当行が定める契約条項に定められた事項との間で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとします。
第２章　非課税口座の管理 **第２条（非課税口座開設届出書等の提出）** お客さまが特例の適用を受けるため当行に新たに非課税口座を開設しようとする場合には、当該特例の適用を受けようとする年の当行が定める日までに、法第 37	**第２条（非課税口座開設届出書等の提出）** お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるため、当行に非課税口座を開設する場合には、当行に対して法第 37 条の 14 第５項第１号、第 10 項及び第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」（勘定廃止通知書又は非課税口座廃止

新	旧
条の 14 第 5 項の規定に基づき、「非課税口座開設届出書」に必要事項を記載のうえ、当行に提出してください。	通知書が添付されたものを除く。）に必要事項を記載のうえ、署名し、それに当行の定める一定の書類を添付して、当行に提出してください。
2　前項にかかわらず、お客さまが、すでに当行以外の金融商品取引業者等に非課税口座を開設している場合に、当行に新たに非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」（法第 37 条の 14 第 5 項 11 号に規定するものをいいます。以下同じです。）または非課税口座廃止通知書（法第 37 条の 14 第 5 項第 12 号に規定するものをいいます。以下同じです。）（以下併せて「廃止通知書」といいます。）も提出してください。	2　前項の非課税口座開設届出書が提出された場合には、その提出された日において、非課税口座が開設されます。
3　お客さまが、第 1 項または前項の規定に基づき、当行に「非課税口座開設届出書」を提出する場合には、当行の定める一定の書類（個人番号カード、運転免許証、住民票の写し、その他一定の書類）を提示または提出し、氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第 25 条の 13 第 44 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。	3　前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に特定累積投資勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載又は記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、法第 37 条の 14 第 5 項第 7 号の規定に基づき、2024 年以後の各年に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）並びに特定非課税管理勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載又は記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、法第 37 条の 14 第 5 項第 8 号の規定に基づき、2024 年以後の各年に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）が設けられている場合において、当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定するものをいいます。以下同じ。）又は非課税口座廃止通知書（法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出して下さい。
4　お客さまが、すでに当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる上場株式等につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）および特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる上場株式等につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）（以下併せて「勘定」といいます。）を再設定しようとする場合には、再設定しようとする前年 10 月 1 日から再設定年の 9 月 30 日までの間に廃止通知書を提出してください。	3 の 2　前項のお客様が既に当行に非課税口座を開設されており、当該口座に特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を設定しようとする場合には、前項に定める期限内に、「非課税口座開設届出書」その他当行の定める一定の書類を当行に提出してください。
5　第 1 項または第 2 項の規定に基づき、非課税口座開設届出書が提出された場合には、その提出された日において非課税口座が開設され、前項の規定に基づき廃止通知書が提出された場合には、その提出された日において当該非課税口座に勘定が設定されます。	4　第 1 項及び第 3 項にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を再開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日
6　第 1 項、第 2 項または前項の規定にかかわらず、お客さまが、当行以外の金融商品取引業者等に開設していた非課税口座を廃止された場合または当該非課税口	

新	旧
座に設定されたいた勘定を廃止された場合において、当該非課税口座または勘定を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の 10 月 1 日以降でなければ、非課税口座開設届出書や廃止通知書等の書類を受理することができません。	から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出して下さい。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の 10 月 1 日以降でなければ、当該書類を受理することができません。
7　「非課税口座」を当行以外の他の金融商品取引業者等に開設し、もしくは開設していたお客さまは「非課税口座開設届出書」を当行に提出することはできません。ただし、廃止通知書を添付する場合はこの限りではありません。	5　第 1 項、第 3 項又は第 4 項の際、お客様には、租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第 18 条の 15 の 3 第 19 項において準用する第 18 条の 12 第 3 項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類及び住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、ご氏名、 生年月日、ご住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）（お客様が租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第 25 条の 13 第 32 項の規定 に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。
8　お客さまが特例の適用を受けることをやめる場合には、法第 37 条の 14 第 22 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。	6　第 3 項、第 3 項の 2 又は第 4 項の規定により、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書（以下併せて「廃止通知書」といいます。以下、同じです。）の提出を受けた場合、当行は税務署にお客様の廃止通知書に係る提出事項を提供します。非課税口座は、当行が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した後に開設されます。ただし、10 月 1 日から 12 月 31 日までに当行がお客様から廃止通知書を受理し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した場合には、翌年 1 月 1 日に非課税口座が開設されます。
9　当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに法第 37 条の 14 第 5 項第 12 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 ①　1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合　　非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の勘定が設けられていたとき ②　10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合　　非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の勘定が設けられることとなっていたとき	7　当行又は他の金融商品取引業者に既に非課税口座を開設しているお客様は、「非課税口座開設届出書（廃止通知書が添付されたものを除く。）」を当行又は他の金融商品取引業者に提出することはできません。
10　お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき勘定（特定累積投資勘定のうち、お客さまがその年 1 月 1 日において 18 歳未満である年および出生した日の属する年の各年において設けられる勘定（以下「未成年者特定累積投資勘定」といいます。）を除きます。以下この項および次項において同じ。）を他の金融商品取引業者等に設けようとする場合は、非課税口座に勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、法第 37 条の 14 第 19 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。	8　法第 37 条の 14 第 7 項第 2 号に規定する所轄税務署長からの当該事項の提供その他の事由により、お客様が第 1 項の規定により当行に提出された「非課税口座開設届出書」を当行が受理又は当行に提出することができない場合に該当することが判明した場合には、第 1 条の規定によりお客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱われ、所得税
11　当行は、前項の変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る勘定が	

新	旧
既に設けられている場合には当該勘定を廃止し、お客さまに法第 37 条の 14 第 5 項第 11 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。	等に関する法令の規定が適用されます。 9　非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の 1 月 1 日において満 18 歳以上である居住者又は恒久的施設を有する非居住者のお客様に限られます。 10　2023 年 12 月 31 日においてお客様が当行に非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定を設定している場合には、当行は、お客様が 2024 年 1 月 1 日において、当行と法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号ハに定める特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、同日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を設定します。ただし、同日において当行に、第 6 条に定める非課税口座廃止届出書の提出をしたお客様は除かれます。
第 2 条の 2（非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取扱い） お客さまが当行に対して非課税口座開設届出書の提出（「非課税口座開設届出書」に加えて廃止通知書の提出をした場合を含みます。）をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座および当該非課税口座に設定した勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）が重複していることが判明し、当該非課税口座が法第 37 条の 14 第 18 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、および当該勘定が同条第 28 項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座および特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定該当しない勘定で行っていた取引については、その開設または設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当行において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（非課税口座開設届出書の提出時に特定口座開設済みのお客さまに限ります。次項において同じ。）。 2　お客さまが当行に対して廃止通知書の提出をし、当行に開設していた非課税口座に勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）の設定をした後に、当該勘定が重複していることが判明し、当該勘定が法第 37 条の 14 第 28 項の規定により	**第 2 条の 2（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い）** お客様が当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当行において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（非課税口座開設届出書の提出時に特定口座開設済みのお客様に限ります）。 **第 2 条の 3（個人番号未告知口座の取扱い）** 個人番号未告知等の理由により、お客様の非課税口座に 2018 年以降の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設定されていない場合は、●年●月●日に当行に対して「非課税口座廃止届出書」を提出していただいたものとみなし、同日をもって当該非課税口座を廃止させていただきます。

新	旧
特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その勘定の設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当行において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。	
第 3 条（特定累積投資勘定の設定） お客さまが特例の適用を受けるための特定累積投資勘定は、2024 年（未成年者特定累積投資勘定である場合には、2027 年）以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。 2　前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日（非課税口座開設届出書（廃止通知書が添付されたものを除きます。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、これらの書類の提出があった日（勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提出があった場合には、同日）に設けられます。 3　未成年者特定累積投資勘定を当行に設けている場合、お客さまがその年 1 月 1 日において 18 歳の年を迎えるまでの間において、非課税口座を廃止することなく当行以外の金融商品取引業者等に未成年者特定累積投資勘定を設けることはできません。	**第 3 条（特定累積投資勘定の設定）** お客様が特例の適用を受けるための特定累積投資勘定は、2024 年以後の各年において設けられます。 2　当行に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合又は設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の特定累積投資勘定を設けようとする場合には、当該年分の特定累積投資勘定が設けられる前年 10 月 1 日からその年の 9 月 30 日までの間に、当行に廃止通知書を提出するものとします。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の 10 月 1 日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。 3　すでに当行に非課税口座を開設しているお客様（当該お客様が、他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座にその年分の特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定が設けられていた場合、又はその年分の翌年分の特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定が設けられることになっている場合を除く）が、新たに特定累積投資勘定を当行に設けようとする場合には、第 6 条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第 2 条第 1 項に定める「非課税口座開設届出書」その他当行の定める一定の書類を当行に提出するものとします。この場合、第 2 条第 1 項及び第 5 項の規定を準用します。 4　特定累積投資勘定は、2024 年以後の各年の 1 月 1 日（非課税口座開設届出書

新	旧
	（廃止通知書が添付されたものを除きます。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の１月１日前に提供があった場合には、同日）に設けられます。
第３条の２（特定非課税管理勘定の設定） 特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定は第３条の特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）と同時に設けられます。	**第３条の２（特定非課税管理勘定の設定）** 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定は第３条の３の特定累積投資勘定と同時に設けられます。
第４条（非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理） 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。 ２　非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。 ３　特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。	**第４条（非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理）** 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。 ２　非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。 ３　特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において処理いたします。
第５条（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 当行は、お客さまの非課税口座に設けられる特定累積投資勘定には、お客さまが当行と締結した累積投資契約（当行の「累積投資取引規定」「投資信託定時定額購入取引規定」に基づく契約をいいます。以下同じです。）に基づいて取得した次の各号に定める株式投資信託（法第 37 条の 14 第１項第２号イ及びロに掲げる国内非上場公募株式投資信託のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該委託者指図型投資信託約款において施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議	**第５条（金融商品取引業者等変更届出書の提出及び特定累積投資勘定並びに特定非課税管理勘定の廃止）** お客様が当行に開設されている非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年 10 月１日からその年の９月 30 日までの間に、当行に金融商品取引業者等変更届出書（法第 37 条の 14 第 13 項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出して下さい。この場合、当該特定累積投資勘定及び特定非課税

新	旧
して定める要件を満たすものに限ります。ただし、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした公募株式投資信託で①に掲げるものを除きます。) のみを受け入れます。 ① 第 3 条第 2 項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間 (この項および第 21 条、第 22 条において「受入期間」といいます。) に受け入れた株式投資信託の取得対価の額 (購入の代価の額をいいます。) の合計額が 120 万円 (当該特定累積投資勘定が未成年者特定累積投資勘定である場合には 60 万円) を超えないもの (次に掲げる特定累積投資勘定の区分に応じ、それぞれ次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該株式投資信託を除きます。) イ 未成年者特定累積投資勘定以外の特定累積投資勘定 当該株式投資信託を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において当該非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額 (特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年末に受け入れている株式投資信託の購入の代価の額等をいいます。) の合計が 1,800 万円を超える場合 ロ 未成年者特定累積投資勘定 当該株式投資信託を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該受入期間内に受け入れた株式投資信託の取得対価の額の合計額および当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の前年末に未成年者特定累積投資勘定に受け入れている株式投資信託の購入の代価の額等の合計額が 600 万円を超える場合 ② 当該特定累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割又は併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の特定累積投資勘定への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの 2 前項の規定に基づき、特定累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の取引については、販売および解約に係る手数料並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料 (認定クラウド事業者利用料の実費相当額を除きます。) はいただいておりません。	管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。 2 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定が当行にすでに設けられているときは、当該特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理したときに廃止されます。 3 第 1 項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年 (同日の属する勘定設定期間内の各年に限ります。) においては、第 3 条第 1 項または第 3 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、当行に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定は設けられません。ただし、第 3 条第 2 項の規定による場合は、この限りではありません。 4 第 1 項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合、当行はお客様に対し、勘定廃止通知書を交付します。

新	旧
第５条の２（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 当行は、お客さまの非課税口座に設けられる特定非課税管理勘定には、次の各号に定める株式投資信託（国内非上場公募株式投資信託に限ります。）のみを受け入れます。 ①　お客さまが、第３条の２に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当行が行う募集（金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）の取扱いにより取得をした株式投資信託で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいいます。）の合計額が 240 万円を超えないもの（当該株式投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときを除きます。） イ　当該合計額および特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年末に受け入れている株式投資信託の購入の代価の額等をいいます。）の合計額が 1,200 万円を超える場合 ロ　当該期間内の取得対価の額の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている株式投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が 1,800 万円を超える場合 ②　当該特定非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の特定非課税管理勘定への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの ２　特定非課税管理勘定には、次の各号のいずれかに該当する株式投資信託を受け入れることができません。 ①　当該株式投資信託の委託者指図型投資信託約款において法人税法第 61 条の５第１項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（施行令第 25 条の 13 第 15 項第２号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの	

新	旧
② 委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの イ 信託契約期間を定めないことまたは 20 年以上の信託契約期間が定められていること ロ 収益の分配は、1 か月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること	
第 6 条（譲渡の方法） お客さまは、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている株式投資信託の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行本支店を経由して行われる方法により行うものとします。	**第 6 条（非課税口座廃止届出書の提出）** お客様が特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（法第 37 条の 14 第 16 項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出して下さい。 2 前項の非課税口座廃止届出書の提出を受けた場合、その提出を受けたときに当該非課税口座は廃止され、当該非課税口座に受け入れられていた上場株式等については、非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることはできません。 3 第 1 項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定が設けられているとき、又は 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられることとされているときは、当行はお客様に対し、非課税口座廃止通知書を交付します。
第 7 条（未成年者特定累積投資勘定の管理） 未成年者特定累積投資勘定に記載または記録がされる株式投資信託は、お客さまがその年の 3 月 31 日において 18 歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。 ① 当該株式投資信託の当該非課税口座から他の保管口座（特定口座または一般口座）への移管（次に掲げる年の区分に応じてそれぞれ次に定める移管または返還を除きます。）を行わないこと イ お客さまがその年の 3 月 31 日において 12 歳である年（以下「特定基準年」といいます。）の前年以前の各年　　災害、疾病その他の施行令第 25 条	**第 7 条（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）** 当行は、お客様の非課税口座に設けられる特定累積投資勘定には、お客様が当行と締結した累積投資契約（当行の「累積投資取引規定」「投資信託定時定額購入取引規定」に基づく契約をいいます。以下同じです。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（累積投資上場株式等（法第 37 条の 14 第 5 項第 4 号に規定するものをいいます。）に限ります。）のみを受け入れます。 (1) 第 3 条の第 4 項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が 120 万円

新	旧
の 13 第 31 項で定めるやむを得ない事由による移管または返還で、当該非課税口座および特定課税未成年者口座に記載もしくは記録または預入れがされている株式投資信託および金銭について行うもの（以下「災害時による返還等」といいます。） ロ　お客さまの特定基準年以後の各年　　イに定める移管または返還およびお客さまが当行に対し当該株式投資信託を非課税口座から他の保管口座へ移管を依頼する旨、当該移管の起因となる事由（お客さまの教育費または生活費の支払に充てるためのものに限ります。）等を記載した書類の提出をした場合における当該移管 ② 当該株式投資信託の第 6 条に規定する方法以外の方法による譲渡で法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限ります。）または贈与をしないこと ③ 当該株式投資信託の譲渡の対価（その額が法第 37 条の 11 第 4 項の規定によりこれらの規定に規定する株式投資信託に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）または当該株式投資信託に係る分配金として交付を受ける金銭その他の資産（株式投資信託に係る法第 9 条の 8 第 1 項に規定する分配金で、当行が国内における同項に規定する支払いの取扱者ではないものおよび前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われないものを除きます。）は、その受領後直ちに当該特定課税未成年者口座に預入れすること	を超えないもの。（当該特定累積投資上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている、買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が 1,800 万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投資上場株式等を除く。） (2) 当該特定累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割又は併合により取得するもので、当該分割又は併合に係る株式投資信託の特定累積投資勘定への受け入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの 2　前項の規定に基づき、特定累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の取引については、販売及び解約に係る手数料、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただいておりません。 3　お客様が当行において、特定非課税累積投資契約に基づき特定累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第 37 条の 14 又は施行令第 25 条の 13 第 15 項の要件を満たさなくなり、又は平成 29 年内閣府告示第 540 号第 5 条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当行の「累積投資取引規定」「投資信託定時定額購入取引規定」によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、当該告示第 5 条第 1 項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。 **第 7 条の 2（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）** 当行は、お客様の非課税口座に設けられる特定非課税管理勘定においては、次の各号に定める株式投資信託のみを受け入れます。 (1) お客様が、第 3 条の 2 に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当行が行う有価証券の募集（金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

新	旧
	で、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が 240 万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときを除く。） イ　当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の 購入の代価の額等をいう。）の合計額が 1,200 万円を超える場合 ロ　当該期間内の取得対価の額の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている、買付けの委託等により取得した特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が 1,800 万円を超える場合 (2) 当該特定非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割又は併合により取得するもので、当該分割又は併合に係る株式投資信託の特定非課税管理勘定への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの 2　特定非課税管理勘定には、次のいずれかに該当するものを受け入れることができません。 (1) その上場株式等が上場されている金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの (2) 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 14 項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第 4 条第 1 項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第 67 条第 1 項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）又は信託法第 3 条第 1 号に規定する信託契約において法人税法第 61 条の 5 第 1 項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（施行令第 25 条の 13 第 15 項第 2 号に規定する目的によるものを除きます。）とし

新	旧
	て運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの (3) 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの イ 信託契約期間を定めないこと又は20年以上の信託契約期間が定められていること ロ 収益の分配は、1月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること
第8条（非課税口座および特定未成年者口座の廃止） 前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該非課税口座および当該非課税口座と同時に設けられた特定課税未成年者口座を廃止いたします。	**第8条（譲渡の方法）** 非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている株式投資信託の譲渡は、当行に対して譲渡する方法、又は法第37条の11第4項第1号若しくは第2号の規定により上場株式等の譲渡とみなされる解約もしくは償還に伴う金銭の交付が当行を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。
第9条（非課税口座内上場株式等である株式投資信託の払出しに関する通知） 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定または累積投資勘定から株式投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者）に対し、当該払出しのあった株式投資信託の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。 2 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定から株式投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、次項に規定するもの、施行令第25条の13第26項において準用する同条第12項第1号、第	**第9条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）** 法第37条の14第4項各号に掲げる事由による、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定からの株式投資信託の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しをした株式投資信託の法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

新	旧
4 号および第 11 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由により取得する株式投資信託で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者）に対し、当該払出しがあった株式投資信託の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。 3　未成年者特定累積投資勘定から株式投資信託の全部または一部の払出しでお客さまの基準年の前年 12 月 31 日までに生じたもの（振替によるものを含むものとし、特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（施行令第 25 条の 13 第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由により取得する株式投資信託で未成年者特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、未成年者特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者）に対し、当該払出しがあった株式投資信託の法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。 5　法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定から株式投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、施行令第 25 条の 13 第 30 項において準用する施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する株式投資信託で特定非課税管理勘定に	

新	旧
受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者）に対し、当該払出しがあった株式投資信託の法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。	
第 10 条（非課税管理勘定終了時の取扱い） 非課税管理勘定は、その設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過した日において終了します（第 2 条第 11 項または施行令第 25 条の 13 の 2 第 3 項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。 2　前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。 ①　お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当行が定める日までに当行に対して施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合　一般口座への移管 ②　前各号に掲げる場合以外の場合　特定口座への移管 3　第 1 項の終了時点で非課税管理勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。 ①お客さまが当行に特定口座を開設していない場合または特定口座を開設している場合でお客さまから当行に対して施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合　一般口座へ移管 ②前号に掲げる場合以外の場合　特定口座へ移管	**第 10 条（非課税管理勘定終了時の取扱い）** 非課税口座に設けられた非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 5 年を経過する日に終了いたします。 2　前項の規定にかかわらず、第 6 条第 2 項の規定より非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。 3　第 1 項の終了時点で非課税管理勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。 (1) お客様が当行に特定口座を開設していない場合、又は特定口座を開設している場合で、お客様から当行に対して施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合、一般口座への移管 (2) 前号に掲げる場合以外の場合、特定口座への移管

新	旧
第 10 条の 2（累積投資勘定終了時の取扱い） この約款に基づき設定した累積投資勘定は、その設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 20 年を経過した日において終了します（第 2 条第 11 項または施行令第 25 条の 13 の 2 第 3 項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。）。 2　前項の終了時点で、累積投資勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。 ①　お客さまから累積投資勘定の終了する年の当行が定める日までに当行に対して施行令第 25 条の 13 第 18 項において準用する施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合　一般口座への移管 ②　前号に掲げる場合以外の場合　特定口座への移管	**第 10 条の 2（累積投資勘定終了時の取扱い）** 非課税口座に設けられた累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 20 年を経過する日に終了いたします。 2　前項の規定にかかわらず、第 6 条第 2 項の規定により累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。 3　第 1 項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。 （1）お客様が当行に特定口座を開設していない場合、又は特定口座を開設している場合でお客様から当行に対して施行令第 25 条の 13 第 20 項の規定において準用する、同条 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合　一般口座へ移管 （2）前号に掲げる場合以外の場合、特定口座への移管 **第 10 条の 3（特定累積投資勘定終了時の取扱い）** 非課税口座に設けられた特定累積投資勘定は、第 5 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定により特定累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に終了いたします。 2　前項の終了時点で、特定累積投資勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 （1）お客様から当行に対して施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 27 号に規定する書類の提出があった場合、特定口座への移管 （2）前号に掲げる場合以外の場合　一般口座への移管 **第 10 条の 4（特定非課税管理勘定終了時の取扱い）**

新	旧
	非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定は、第 5 条第 2 項若しくは第 6 条第 2 項の規定により特定非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に終了いたします。 2　前項の終了時点で、特定非課税管理勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。 （1）お客様から当行に対して施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 27 号に規定する書類の提出があった場合、特定口座への移管 （2）前号に掲げる場合以外の場合　一般口座への移管
第 11 条（特定累積投資勘定を設定した場合の定期的な所在地確認） 当行は、お客さまが当行に開設する非課税口座に特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を含みます。以下この条において同じ。）を設定している場合、当行の定める方法により、お客さまの所在地の変更有無を定期的に確認いたします。 2　前項の場合において、当行の定める一定期間内にお客さまの所在地の確認ができなかった場合には、当該一定期間が経過してからお客さまの所在地の確認ができるまでの間、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定への株式投資信託の受入れを停止させていただきます（分配金再投資による受入れを含み、施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に掲げる事由による株式投資信託の受入れを除きます）。 3　前二項の場合において、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定への株式投資信託の受入れを停止した場合には、その旨を所轄税務署に報告いたします。	**第 11 条（手数料）** 第 7 条第 2 項の場合を除いては、将来、法令・諸規則の変更等が行われること又は当局等の動向等を反映して、業務その他に影響が生じたことにより、手数料をいただくことがあります。
第 3 章　特定課税未成年者口座の管理 **第 12 条（特定課税未成年者口座の設定）** お客さまがその年 1 月 1 日において 18 歳未満である年または出生した年において、特定課税未成年者口座（お客さまが当行に開設している預金口座で、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、非課税口座と同時に設けられます。	**第 12 条（累積投資勘定又は特定累積投資勘定並びに特定非課税管理勘定を設定した場合の所在地確認）** 当行は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記

新	旧
	載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定又は特定累積投資勘定並びに特定非課税管理勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。）から 1 年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。 （1）当行がお客様から住民票の写しその他施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第 7 項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け､当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所 （2）当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合お客様が当該書類に記載した氏名および住所 2　前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定に株式投資信託の受け入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。
第 13 条（課税管理勘定における処理） お客さまがその年 1 月 1 日において 18 歳未満である年または出生した年において、金銭の預入れは、特定課税未成年者口座に設けられた課税管理勘定（この約	**第 13 条（非課税口座取引である旨の明示）** お客様が特定非課税管理勘定設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当行で募集により取得をした株式投資信託を特定非課税管理勘定に受け

新	旧
款に基づき預入れがされる金銭につき、当該預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。	入れようとする場合には、当該取得に係る申込みを行う際、または累積投資契約により特定非課税管理勘定に受入れようとする場合、若しくは累積投資契約により第７条第１項(1)の規定に基づき、特定累積投資勘定に受入れようとする場合は、当該累積投資契約締結の際に、当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申し出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。）。 2　特定非課税管理勘定に受け入れようとされる場合の累積投資契約においては、当該各年の特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの期間（以下、「受入期間」といいます。）内に取得することとなる上場株式等の取得対価の額が 120 万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。 3　前項の規定により、当該特定非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする株式投資信託の取得対価の額の合計額が 240 万円を超える場合には、当該 240 万円を超える部分の株式投資信託について、又は特定累積投資勘定で受入れようとする場合において、分配金再投資その他（分配金再投資は、当該年分及び過去の年分の累積投資勘定又は特定累積投資勘定で保有する株式投資信託の分配金に限ります。）による株式投資信託の取得により、受入期間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額の合計額が 120 万円を超える場合は、当該 120 万円を超える部分の株式投資信託については、特定口座又は一般口座に受け入れさせていただきます。 4　お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有している場合であって、非課税口座で保有している株式投資信託を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。 なお、お客様から、当行の非課税口座で保有している株式投資信託を譲渡する場合において、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れられている場合、又は複数の特定累積投資勘定若しくは複数の特定非課税管理勘定に受け入れられている場合には、原則として、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

新	旧
	5　投資信託定時定額購入取引申込書兼累積投資申込書を当行に提出し、投資信託定時定額購入取引規定に基づき、お客様があらかじめ指定する銘柄の受益権を自動的に取得する場合（特定非課税累積投資契約に基づき特定累積投資勘定に受け入れる場合を除く。ただし第 3 項に規定する分配金再投資の場合を含む。）、買付優先区分を「非課税口座（NISA）」として指定している際には非課税口座にて優先買付を行います。また、非課税口座を廃止した場合、買付は特定口座開設済の場合は特定口座にて、特定口座未開設の場合は一般口座にて買い付けとなります（投資信託定時定額購入契約変更・解除申込書を当行に提出し、投資信託定時定額購入契約の解除を行わない限り、買付は引き続き行われます）。
第 14 条（課税管理勘定の金銭等の管理） 特定課税未成年者口座に預入れがされる金銭は、お客さまの基準年の前年 12 月 31 日までは、当該金銭を当該特定課税未成年者口座から払出し（次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める払出しを除きます。）をすることはできません。 ①　お客さまの特定基準年の前年以前の各年　非課税口座に記載または記録がされる株式投資信託の取得のためにする払出しおよび当該株式投資信託につき災害等による払出し（非課税口座に記載または記録がされる株式投資信託につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭の払出しをいいます。以下同じ。）がされる場合の当該金銭の払出し ②　お客さまの特定基準年以後の各年　前号に定める払出しおよびお客さまが当行に対し当該株式投資信託に係る当該金銭の払出しを依頼する旨、当該払出しの起因となる事由（お客さまの教育費または生活費の支払いに充てるためのものに限ります。）等を記載した書類の提出をした場合における当該払出し	**第 14 条（契約の解除）** 次の各号の一に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 (1) お客様から法第 37 条の 14 第 16 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合･･･当該提出日 (2) 法第 37 条の 14 第 22 項第 1 号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 24 項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合･･･法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5 年経過日の属する年の 12 月 31 日） (3) 法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があった場合･･･出国日 (4) お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合･･･法第 37 条の 14 第 26 項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） (5) お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死 亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、施行令第 25 条の 13 の 5 に定め

新	旧
	る「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合･･･当該非課税口座開設者が死亡した日 (6) お客様が投資信託振替決済口座を解約したとき (7) やむを得ない事由により当行が解約を申し出たとき
第 15 条（非課税口座および特定課税未成年者口座の廃止） 前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による払出しが生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該特定課税未成年者口座および当該特定課税未成年者口座と同時に設けられた非課税口座を廃止します。	**第 15 条（届出事項の変更）** 「非課税口座開設届出書」等の提出後に、お客様の名前、ご住所、個人番号など届出事項に変更があった場合には、お客様は遅滞なくその旨を記載した非課税口座異動届出書を当行に提出いただくこととします。なお、その変更がお名前、ご住所又は個人番号にかかるものである場合には、お客様には「個人番号カード」等及び運転免許証、住民票の写し、印鑑登録証明書 等の確認書類を提示し、確認を受けていただくこととします。
第 16 条（契約不履行等事由が発生した場合の遡及課税の取扱い） お客さまの基準年の前年 12 月 31 日までに契約不履行等事由（第 7 条もしくは第 14 条に掲げる要件に該当しない事由が生じたことまたは非課税口座もしくは特定課税未成年者口座の廃止（災害等による返還等が生じたことによるものおよび出国による非課税口座の廃止を除きます。）をしたことをいいます。以下、この条において同じです。）が生じた場合には、過去に非課税で支払われた分配金や過去に非課税とされた譲渡益等について、非課税の取扱いがなかったものとみなし、次に定めるところにより、課税関係が生ずるものとします。 ① 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払いを受けるべき非課税口座内上場株式等であった株式投資信託の分配金については、法第 9 条の 8 第 1 項第 3 号の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時において当該非課税口座内上場株式等であった株式投資信託の分配金の支払いがあったものとみなして課税いたします。 ② 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に非課税とされた非課税口座内上場株式等であった株式投資信託の譲渡益につい	**第 16 条（免責事項）** お客様が前条の変更手続きを怠ったこと、その他当行の責めに帰すべきでない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い、及びこの約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

新	旧
ては、法第 37 条の 14 第 1 項および第 2 項の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等であった株式投資信託の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなして課税いたします。 ③　当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に当該非課税口座内上場株式等であった株式投資信託の他の保管口座への移管については、当該移管があった時における含み益について課税いたします。 ④　当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座に係る振替口座簿に記載または記録がされている非課税口座内上場株式等であった株式投資信託については、当該契約不履行等事由が生じたことによる非課税口座の廃止に伴う払出しが行われ、当該払出し時における含み益について課税いたします。	
第 4 章　口座への入出金等	
第 17 条（非課税口座および特定課税未成年者口座における入出金等の処理） お客さまが 18 歳を迎えるまでの間に、非課税口座における取引に係る入金および特定課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客さま本人に帰属する資金により行うこととし、入金はお客さま名義の当行預金口座からの入金によることとします（お客さまには特定課税未成年者口座である当行預金口座への入金のための預金口座を別途当行に開設していただきます。）。 2　お客さまの基準年の前年 12 月 31 日までに、お客さまが非課税口座から株式投資信託の移管または特定課税未成年者口座から金銭の出金を行う場合には、次に定める取扱いとなります。 ①　当行に開設されているお客さま名義の課税口座（特定口座または一般口座）への移管 ②　お客さま名義の特定課税未成年者口座以外の預金口座への出金 3　前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客さままたはお客さまの法定代理人に限ることとします。 4　お客さまの法定代理人が第 2 項の移管または出金（法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号ホ（1）（ii）に規定する他の保管口座への株式投資信託の移管または同項第 10	**第 17 条（合意管轄）** この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

新	旧
号ロ（2）に規定する金銭の払出し（災害等による返還等を除きます。）に限ります。）を行う場合には、当行は当該移管または出金に関してお客さまの同意がある旨を確認することとします。 5　やむを得ない事由により、前項に定める同意を確認できない場合には、当行は当該移管に係る株式投資信託または払出しに係る金銭がお客さま本人のために用いられることを確認することとします。 **第 5 章　運用管理者の届出等** **第 18 条（運用管理者の届出）** 非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当行に対して、運用管理者となる法定代理人の届出を行っていただく必要があります（当行では法定代理人以外の者は運用管理者になることはできません）。 2　お客さまが前項により届け出た運用管理者を変更しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、運用管理者の変更の届出を行っていただく必要があります。 3　お客さまが成年に達した後も当該運用管理者が非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 **第 19 条（法定代理人の変更）** お客さまの法定代理人に変更があった場合には、直ちに当行に届出を行っていただく必要があります。 **第 6 章　その他の通則** **第 20 条（12 歳を迎えた場合の取引残高の通知）** お客さまがその年 1 月 1 日において 12 歳の年を迎えた場合には、当行は非課税口座および特定課税未成年者口座に関する取引残高をお客さま本人に通知いたします。 **第 21 条（お客さまが成年を迎えた場合の通知）**	**第 18 条（約款の変更）** この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。 2　前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。 3　前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。

新	旧
お客さまがその年 1 月 1 日において 18 歳の年を迎えた場合には、同年 1 月 1 日付でお客さまの開設している非課税口座が 18 歳以上の者を対象とする非課税口座へ移行することに伴い、移行時点の非課税口座および特定課税未成年者口座に関する取引残高並びに次に掲げる事項をお客さま本人に通知いたします。 ①　同日以後に設定される特定累積投資勘定において、受入期間内に受け入れることができる株式投資信託の取得対価の合計額の上限が 60 万円から 120 万円に変更されること ②　同日以後、特定累積投資勘定の設定と同時に特定非課税管理勘定が設けられること。 ③　非課税保有限度額の上限が 600 万円から 1,800 万円（うち特定非課税管理勘定に係る上限は 1,200 万円）に変更されること。 **第 22 条（非課税口座での取引である旨のお申し出）** お客さまが受入期間内に、当行が行う募集の取扱いにより取得した株式投資信託を非課税口座に受け入れようとされる場合には、当該取得に係る注文等を行う際に、当行に対して非課税口座での取引である旨お申し出いただきます。当該お申し出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます（特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。）。 2　お客さまが非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有されている場合には、非課税口座でのお取引である旨をお申し出いただくものとします。なお、お客さまが当行の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合には、先に取得されたものから譲渡することとさせていただきます。 3　投資信託定時定額購入申込書・変更・解除兼申込書を当行に提出し、投資信託定時定額購入取引規定に基づき、お客さまがあらかじめ指定する銘柄の株式投資信託を取得される場合（特定非課税累積投資契約に基づき特定累積投資勘定に受け入れる場合を除き、分配金再投資を含みます。）、買付優先区分を「非課税口座（NISA）と指定している場合には非課税口座優先で買付けを行います。また、非課税口座を廃止された場合には、特定口座を開設されている場合は特定口座で、	

新	旧
開設されていない場合は一般口座で買付けを行います（投資信託定時定額購入申込書・変更・解除兼申込書を当行へ提出し、積立投信契約の解除を行わない限り、買付けは引き続き行われます）。 **第 23 条（非課税口座年間取引報告書の送付）** 当行は、法第 37 条の 14 第 41 項および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出します。 **第 24 条（届出事項の変更）** 「非課税口座開設届出書」の提出後に、当行にお届出いただいたご氏名、ご住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客さまは遅延なく非課税口座異動届出書（施行令第 25 条の 13 の 2 第 1 項に規定されるものをいいます。）により当行にお届出いただくこととします。また、その変更がご氏名、ご住所または個人番号に係るものであるときは、お客さまには、個人番号カード、運転免許証、住民票の写しその他一定の書類をご提示いただきます。 2　非課税口座を開設している当行の本支店の変更（移管）があったときは、施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項の規定により、遅延なく非課税口座移管依頼書を当行にご提出いただくものとします。 **第 25 条（契約の解除）** この契約は、投資信託受益権振替決済口座管理規程第 18 条のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除され、お客さまの非課税口座は廃止されるものとします。 ①　お客さまま たは法定代理人が当行に対して法第 37 条の 14 第 22 項に定める「非課税口座廃止届出書」を提出されたとき　当該提出日 ②　法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号へに規定する非課税口座等廃止事由または同項第 10 号ハに規定する特定課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合　法第 37 条の 14 第 33 項第 1 号の規定によりお客さまが「非課税口座廃止届出書」	

新	旧
の提出をしたものとみなされた日 ③　法第 37 条 14 第 29 項第 1 号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに法第 37 条の 14 第 31 項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合　　法第 37 条の 14 第 33 項第 3 号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日) ④　お客さまが当行に対して法第 37 条の 14 第 29 項第 2 号に定める出国届出書を提出されたとき　　出国日 ⑤　非課税口座を開設しているお客さまが、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき(「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除く)　　法第 37 条の 14 第 33 項第 2 号の規定により「非課税口座廃止届出書」を提出があったものとみなされた日 ⑥　施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合　　当該非課税口座開設者が死亡した日 ⑦　やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき　　当行が定める日 **第 29 条（免責事項）** お客さまが第 27 条の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責めによらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い等に関しお客さまに生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。 **第 30 条（約款の変更）** この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。	